

〔九州まちな修理屋さん 佐賀県登録店舗募集要項〕

○目的

佐賀県内に所在する修理店を「まちな修理屋さん」として登録し、消費者に対して当該修理店やものを長く使う取組を広く周知しその利用を促すことにより、壊れたものも修理して大切に使う事によりごみの減量化を促進する。

○登録対象店舗

①佐賀県内に所在する店舗のうち一般的に修理の可能な家庭用品（登録制度のない動産）のうち、美術品、収集品および骨とう品を除くものの修理を取り扱っている店舗であること。

②代表者又は役員が暴力団員ではないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

※ 登録対象外：修理の対象が自店で販売した商品のみの店舗

修理の取次のみの店舗

自動車修理の店舗

○登録店の取組み

県から送付されたステッカーを店舗に掲示してください。

○県民への店舗情報の周知、広報

登録店の情報は、佐賀県のホームページ等で広報します。

○申込み方法

「まちな修理屋さん登録申込書（様式1号）」に店舗外観の分かる写真もしくは写真データを添えて佐賀県循環型社会推進課に提出してください。（郵送またはE-mailのいずれかでお申し込みください。）

○申込先・問合せ先

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県県民環境部循環型社会推進課 3R推進担当

【電話】0952-25-7078

【E-mail】junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp

詳しくは、佐賀県ホームページを御覧ください。

登録申込書は、佐賀県ホームページからダウンロードできます。

（トップページにて「まちな修理屋さん」と検索してください。）